別表１　施設の管理運営に係る補助金の対象となる経費

|  |  |
| --- | --- |
| 項目名 | 内容 |
| バスターミナルの管理運営業務直接費 | ・管理委託費、警備費、清掃費及び空調保守費 |
| バスターミナルのシステム保守管理費 | ・運行管理システム及び発券機器の保守管理費 |
| 施設に係る光熱水費 | ・バスターミナルの固有部分の電気、水道及びガス料金  ・共用部分の光熱水費のうち施設分に相当する電気、水道及びガス料金（共用部分全体の当該費用を施設に係る容積で按分し算出した額） |
| 施設の保守管理費 | ・警備費、清掃費、廃棄物処理費、建物管理費及び機械・設備の保守管理費等（建物全体の当該費用を施設に係る面積で按分し算出した額） |
| バスターミナル固有の管理運営に係るその他雑費 | ・アナウンス費、発券機の両替関係費、路面補修費、修繕費、旅費交通費、消耗品費、新聞図書費、通信費、会費、公租公課（固定資産税等を除く）及び公租公課（固定資産税等）※注 |
| 施設の一般管理費 | ・報酬、旅費交通費、消耗品費、新聞図書費、通信費、光熱水費、リース料、支払手数料、公租公課、会議費、広告宣伝費、業務委託料、修繕費、顧問料、保険料、諸会費、支払利息及び法人税等（補助事業者の当該費用をバスターミナルに係る面積で按分し算出した額）  ・ビル保険料及びビル地代等（補助事業者の当該費用を施設に係る面積で按分し算出した額） |
| その他 | ・その他、補助対象経費とすることが適当と市長が認める経費 |

※注　公租公課（固定資産税等）は、バスターミナル部分の固定資産税等額の100分の50に相当する額（100円未満切上げ）とし、バスターミナル部分の固定資産税等額は、OCATの固定資産税等額に、バスターミナル面積をOCATの家屋（事務所）面積で除して算出した割合（少数点第2位未満切上げ）を乗じた額（1円未満切捨て）とする。

別表2　バスターミナル事業に係る収入相当額

|  |  |
| --- | --- |
| 項目名 | 内容 |
| バース使用料 | ・バスターミナル内のバース使用料収入 |
| 発券手数料 | ・乗車券の発券手数料収入 |
| その他の収入 | ・その他バスターミナル内で得られる収入 |